



■目次	
◆学習会報告	2
中国帰国者の歴史に学ぶ	
～「戦争法」、憲法九条「改正」について考える～	
◆学習会報告	3
了解中国帰国者の歴史	
～思考有关战争法、“修改”宪法第 9 条～	
◆活動報告	10
◆活動紹介	10
◆憲法を知ろう！	12
◆了解憲法！	13
◆学習会報告	15
「日本と中国のはざままで」	
◆学習会報告	16
「在日本与中国的夹缝中」	
◆要望書を出しました	18
◆提交了请愿书	19
◆お知らせ	20
◆通知	20

<http://www.kikokusha.com/>  
<http://d.hatena.ne.jp/kikokusha-nisshi/>

## 〇〇 憲法を自分の暮らしとつなげて考える 〇〇

・・・「私は心配していない。戦闘は起きることはない。」私は、「なぜ？」と尋ねました。その時友人はこう言いました。「日本には憲法九条がある」と。私は、思いました。日本国憲法は、日本の国民の中に受け入れられ、支持されてきているのだと。日本の戦後 74 年の発展は、平和こそが国民の幸福をもたらすということを何より強く物語っていると思います。日本の憲法は、今、世界の多くの国から公認され、羨望され、日本の憲法はかけがえのない「宝」と賞賛する人々もいます。  
 (本文 P.5, 6 より)

安倍自民党総裁が強い意欲を示す「憲法改正」は、「平和憲法」の柱を取り去るものです。それは、中国残留邦人の苦難の歩みを賭した叫びに背を向けることでもあります。  
 (本文 P12., 13 より)

## 〇〇 将宪法联系到自己的切实生活来考虑 〇〇

・・・「你放心，仗打不起来！」我问她：「为什么？」，她告诉我说：「因为日本有宪法九条。」可见日本的宪法已被日本国民所接受，所爱戴。日本 74 年间发展的经历有力的证明了，只有和平才会让国民幸福。日本的宪法，也被世界许多国家公认和羡慕，一些国家的人民也称日本的宪法是无价之「宝」。  
 (摘自本文 P.5, 6)

自民党安倍总裁处心积虑地要修改宪法，实际上是去除以“和平宪法”为主干的行为，也是与中国残留孤儿的苦难历程为铺垫的呐喊背道而驰的行为。  
 (摘自本文 P12., 13)

2018 年 6 月 24 日学習会報告

## 中国帰国者の歴史に学ぶ

## ～「戦争法」、憲法九条「改正」について考える～

中国帰国者ほど戦争の被害を受け続けている人たちがいるのでしょうか。かつて日本政府は、「満蒙開拓」という名で関東軍の兵站に人々を送り込みました。ソ連軍が侵攻したあと、「開拓団民」は見捨てられ、かつての敵国である中国に、何十年もの間取り残されました。日本に帰国した後も長い間施策はなく、今も二世、三世の問題は続いています。

帰国者の人たちはその経験から、戦争は二度としてはいけないと言います。しかし自民党は憲法を「改正」し、戦争をできる国にしようとしています。「満蒙開拓」政策とは何だったのか、この歴史から何を学ぶべきか、今「改憲」を目の前にして帰国者問題から学びたいと企画しました。

まず、資料としてあらかじめ送っていた東京新聞掲載の村上敏明さんの体験についての記事「あやめた母と妹 遺言の九条守る」を佐久間黎明さんが中国語で読みました。その後スライドを見ながら岩田忠さん（会員）の講義「満州開拓移民・戦争・日本国憲法第九条」を聞き、意見交換を行いました。当日、出された発言、後日寄せられた意見を紹介します。

## 戦争は私たちが加害者にする

村上さんの記事はとてもショックでした。子どもだった村上さんが医師に指示され、母と妹に薬を与え、直接殺した加害者にさせられたのです。いたいけな子どもが自分の家族を殺すために利用されたのです。村上さんは、その罪の意識から長いことその事実を語るができなかったそうです。

しかし、現政権の方向性に強い危機感を抱き、今言わなければと 2010 年に「四平小学校同窓会記念誌」に満洲でのつらい体験を書いたところから語り続けることをなされています。

戦争だったから仕方がない、と言えるのでしょうか？ でも現在でも、福島原発事故はなかったことにされているような気がしますし、戦争時と同じことが罷り通っているような気がします。

再び村上さんのつらい体験を繰り返さないために、私たちは何をなすべきか自らに問いかけています。

橋本美緒さん

## 体験者として戦争に反対します

私も以前村上さんの記事を読ませていただきました。とても感動的で涙が止まらなかったです。本日、佐久間さんが読まれた際にも、私はハンカチを手にしながらかきました。私は戦争体験者としては、戦争に絶対反対しています。しかし私たちの力では非常に力が足りないと感じています。私たちの力を団結して日本政府、安倍の憲法改正に反対し、戦争が起こらないようにみんなで団結して反対しましょう。

遠藤秋子さん

2018年6月24日学习会报告

## 学习、了解中国归国者的历史

### ～思考《战争法》、修改宪法第九条等相关问题～

还有比中国归国者一直更遭受战争的危害吗？过去日本政府以“满蒙开拓”为名把大家送到关东军兵站。苏联军进攻以后，他们抛弃了“开拓团民”，几十余年将他们抛弃在中国，置于曾经的敌国不理不顾。即使归国者回国后也长时间没有采取任何政策措施对他们提供援助，至今仍然还存在着二世、三世的问题。

归国者们从过去的经验教训出发，呼吁不能再次发生战争。但是自民党却试图修改宪法，企图将日本转变成为可以参与战争的国家。现今，我们直面改宪问题从归国者问题的角度策划了学习活动。

首先，由佐久间黎明先生用中文朗读了事先发送给大家的资料。即东京新闻所登载的《被杀害的母亲与妹妹 捍卫遗言第九条》村上明敏先生的个人遭遇这篇文章。之后，大家一边看投影一边聆听岩田重先生（会员）《满洲开拓移民、战争、日本国宪法第九条》的讲座。之后，参会者进行了意见交换。在此，给大家介绍一些参会者的发言和之后寄送给我们的感想。

#### 战争让我们成为加害人

我把村上先生的文章看了三遍，那时候他虽然只是个孩子却被迫成为加害人。特别难过的是被强迫杀害自己的妹妹和母亲。即使是被迫行事，也让他成为了加害人。

很幸运我出生于战后，对于战争中所发生的事情都没有实际体验。但是，纵观现状让人担忧或许有一天我们也会步他们的后尘。难道我们能够有信心大声地说我们就不会遭遇村上先生那样的苦难吗？如果我们不把这样的事情当作自己的事情来考虑，也许下一个当事人就是我们自己。但是从现在的状况来看，我非常忧虑我们也可能成为这样的加害人，这是最让我难过的地方。

桥本美绪女士

#### 有战争切身经历的人们反对战争

之前我也曾经看过报上刊登的村上先生的文章。当时就感动得泪流满面。今天，我听着佐久间先生的朗读，也是边擦泪边聆听。作为一个经历过战争的人，我坚决反对战争。但是，我感觉我们的力量还非常薄弱。我们要一致团结起来反对日本政府、反对安倍修改宪法，携手阻止战争再次发生。

远藤秋子女士

戦争は国民に危難をもたらし、平和は国民に幸福をもたらす  
今日の日本社会の現実に、私は、日本の将来に「不安」を感じます

穏やかな平和の中にあつた日本に、ここ数年、現在の憲法に対して、「憲法改正」を主張する「改憲派」の人たちが登場してきました。もちろん、「憲法改正」に反対する「反対派(護憲派)」もいます。

いまのところ、日本国内では、政党間で賛成・反対の激しい議論が繰り広げられ、それは、多くの国民の関心を引き起こしています。こうした動きは、どうして?この「どうして?」への答えはひとそれぞれに異なることでしょう。

私は私なりにこの問題への考え、見方を申し上げたいと思います。

憲法は、国の基本法であり、国の制度、国民の権利、義務、国家としての防衛手段、外交等重要な内容にわたって定められています。憲法九条では、明確に「戦争放棄、戦力・交戦権の否認」(日本国憲法第二章第九条より)を規定していますが、「改憲派」は、なんとこの第九条に「自衛隊の明記」(2019 東京新聞より)を新たに書き加えようとしています。この意味することは何なのでしょ。

その意味するところは、日本は、自ら進んで他国を攻撃することはないけれど、同盟国からの派兵の要請があつたときには、「自衛のため」を理由として自衛隊を戦闘に参加させるといことです。こうなると、おそらく戦争に巻き込まれることにつながり、最終的には、自らに災難が及び、犠牲となるのは多くの市民です。

1937 年(この年に日中戦争が勃発しました)、この時の日本政府は、この戦争に勝つために、満洲に大量の移民を送り込む国策を打ち出しました。そして、多くの国民が家族を伴って満洲へ渡りました。こうした移民は、「開拓団」と呼ばれ、終戦末期には満洲に送り込まれた開拓団の人数は 27 万人にも上っていました。日本の敗戦後、開拓団は、皆、日本の国によって満洲に捨て置かれ、戦争の罪への生け贄にさせられました。孤立無援の開拓団員は、行き場を失い、自決したり、餓死、病死、凍死で命を落とし、その数は 7 万人にも上ります。生き残った人たちも、祖国日本に門戸を閉ざされていたため、6 千余の婦人や子どもが、心優しい中国人の手に救われていきました。後の「中国残留婦人」「中国残留孤児」とよばれる人々です。

1944 年(昭和 19 年)、私が 7 歳のとき、両親は、家族 7 人を連れて、京都廟嶺開拓団に加わって満洲に渡りました。私の家族の 7 人では、いとこが召集され、父は、殺され、3 番目の妹は病死、4 番目と 5 番目の妹は中国人に預けられましたが、5 番目の妹は、今もなお安否は分かっていません。戦争が家族を破壊し、家族の命を奪いました。

私たちは、よくテレビや新聞で、世界の国々の戦乱によって故郷を離れる光景を見ますが、私は、その人たちがどんなに苦しい思いをされているのか本当によく分かります。私は、あえて言いたいです。「市民を傷つけない戦争などない」、戦争は国民に災難を招くものであるということ。

日本の敗戦後、日本は、憲法という統治の大綱、とくに憲法九条があつたことにより、平和が保たれる中で、経済、科学技術などを高度に発展させ、国を豊かにし、社会の治安の良好さも保たれてきました。また、日本は、いかなる国にも一発の銃弾も放たず、人々は平和裏に過ごし、多くの外国人観光客を迎え入れ、世界の賞賛を受けるまでになっています。

およそ 10 年前、尖閣諸島で日中両国の衝突事件が起きたときには、私は、両国の摩擦が戦争にならないか心配でならず、夜も寝られず、心安らぐ日はありませんでした。ひとりの日本人の友人が、私に言いました。「私は心配していない。戦闘は起きることではない。」私は、「なぜ?」と尋ねました。その時友人はこう言いました。「日本には憲法九条がある。」と。私は、思いました。日本国憲法は、日本の国民の中に受け入れられ、支持されてきているのだと。日本の戦後 74 年の発展は、平和こそが国民の幸福をもたらすということを何より強く物語っていると思います。日本の憲法は、今、世界の多くの国から公認され、羨望され、日本の憲法はかけがえのない「宝」と賞賛する人々もいます。

日本がこのように素晴らしい憲法を持っていることは何よりの誇りとしなければなりません。日本国民は、今日この憲法の輝きの下で、多くの困難に向き合いながらも、くじけることなく、勤勉な自らの手で、より豊かな幸せを求める努力を続けてきました。

戦後、心ある政治家や国民の諸先輩の皆さん方が力を合わせて、この国の歴史を発展させてきて、「昭和」時代、「平成」時代は終わりました。世代交代は自然の法則です。統治経験の豊富な政治家の皆さんは、ひとりふたりと政界を去って行きました。今、「令和」時代に入りました。この新しい時代、国内には多くの問題が山のようにありますが、新しい流れが生まれていくことに大きな期待を寄せています。

今日、国の政治舞台に立つ政治家には、若い世代が多くなりました。ほとんどが戦後生まれです。戦争体験もなく、戦争の恐ろしさも知らない世代です。そうした人々の中から、自らに課せられた政治家としての使命を軽んじて、この国の根本大綱である憲法の「改正」に安易に流れていくことが見られます。大いに改めさせなければいけない流れで、とても心配です。

私は、これまで、いくつかのところで、私の戦争体験をお話させていただきました。聞きにきてくださった方の多くは、年齢の高い人々でした。私は、思いました。若い人たちは、勉強、仕事に忙しく、戦争や平和といったことへは、あまり関心を持っていないのだと。時代が替わり、若者たちは、望むと望まないにかかわらず、これからの国と民族を背負う重責を持っていきます。日本の明日は、日本の多くの若者たち、優秀な若者たちに託されています。国に後継者がいるということは、国の希望でもあります。

今日、日本は、豊かな国の建設をさらに継続していかなければならず、そのためにも今の憲法はより大切なものになってきます。いまこそかけがえのない宝である憲法を深く再認識すべきです。そして、多くの国民、青年たちが日本の永遠の平和に、子々孫々、戦火に巻き込まれることを防ぎおだやかな生活が送れるよう熱く関わっていくことが必要です。そういう私は、今、そのために何ができるのか?もう年老いて、口は多くとも行いは伴うことができません。でも、正義の一票の投票には、ぜひ、いかせてほしいと思います。

種子島秀子さん

《战争会给国民带来灾难，和平会给国民带来幸福》  
-从日本社会现实，我为「日本」的未来感到「不安」

好端端的和平的日本，近几年出现了现行宪法「过时论」，这些人是主张改写宪法的「改宪派」。当然也就有了反对改写宪法的「反对派」。当前，在日本不但在政界展开了赞成与反对的激烈争论，而且，它已经牵动着广大日本民众的心。这是为什么呢？对于这个「为什么？」的回答，人们所答不禁一样。我想谈谈我对这个问题的想法和看法：

宪法是国家治国的基本法，它规定了国家的制度，国民的权利，义务，国家防卫手段，国际外交等重要的方方面面。宪法第九条还明文规定了：「戦争の放棄、戦力・交戦権の否認」〈摘自日本国宪法第2章第9条〉。改宪派要改写宪法，竟然要给第9条新设「自衛隊の明記」《摘自东京新闻2019拈约日》。这意味着什么呢？

它意味着就是日本不主动攻击别国，但是，一旦盟国请求出兵援助时，日本会以自卫为由可能派自卫队参战，这样，就有可能被卷入战争，甚至于引火烧身，遭殃的是百姓。

1937年（这一年日中战争爆发）。当时的日本政府，为了取得这场战争的胜利，抛出了向满洲大量移民的国策。许多国民连同家眷去了满洲。这个移民团叫「开拓团」，终战末期被送往满洲的开拓团人数已达27万之多。日本战败后开拓团全员被国遗弃在满洲，充当了日本发动战争罪的替罪羊。孤立无援的开拓团民，走投无路自绝而死，饿死，冻死，病死约7万人，幸存者被拒之国外，约有6千多妇女和儿童，被善良的中国人拯救，后来成了中国残留妇人，中国残留孤儿。

1944年（昭和19年），我7岁的时候，父母领着7口之家，随京都庙岭开拓团去了满洲。我们7口之家，表哥被征入伍，父亲被杀，三妹病死，四妹和五妹送给了中国人，五妹至今不知死活。战争造成家破人亡。

我们经常看电视，报纸上看到世界有些国家，由于战火纷飞，百姓背景离乡的情景，我们不难理解他们有多么痛苦。所以，我敢肯定地说：「没有不害百姓的战争。」战争会给国民带来灾难。

※日本战后，由于有了宪法这个治国大纲，特别是宪法第九条使日本一直处于和平环境中，经济和科学技术获得高度发展强，国富民强社会治安良好，对任何一个国家没放一枪一炮，人民安居乐业，世界许多观光者来日本，受到世界的称赞。

大约10年前，在钓鱼岛日中两国渔船碰撞事件发生的时候，我担心摩擦火花会引起战火，晚上睡不安宁。一位日本朋友告诉我说：「你放心，仗打不起来！」我问她：「为什么？」，她告诉我说：「因为日本有宪法九条。」可见日本的宪法已被日本国民所接受，所爱戴。日本74年间发展的经历有力的证明了，只有和平才会让国民幸福。日本的宪法，也被世界许多国家公认和羡慕，一些国家的人民也称日本的宪法是无价之「宝」。

日本应以有这样光辉灿烂的宪法而自豪。日本人民今天仍在宪法的照耀下，尽管国有重重困难，但气不馁，用勤劳的双手为创造更多的幸福而努力。

※战后，有志的政治家和日本国民的先辈们共同推动了历史的发展，结束了「昭和时代」，「平成时代」，世代更新是自然规律。治国经验丰富的老政治家也先后离开了政界。进入了「令和时代」。在这新时代，日本国内尽管难题如山，但我相信会有许多新的事物诞生抱以期待。

今天登上国家政治舞台的政治家年轻化，几乎都是战后出生，没体验过战争，不懂得战争的可怕。有些政治家轻视了自己肩负的重任，轻而依举地主张修改宪法这个国家根本大法，大有非改不可的趋势，真是令人担忧。

我在一些地方曾经讲过我的战争体验，前来听的大多是年长者，我发现年轻人忙于学习，忙于工作，很少关心关于和平及战争这类事情。时代更新，青年们情愿或不情愿地将背负国家和民族寄予的重任，日本的明天寄希望于日本的广大青年，需要大批的优秀青年，后继有人，国才有希望。

今天的日本不但面临着要继续建设富强的国家重任，还有更重要的捍卫宪法尊严，牢牢地棒住宪法这个无价之宝的重任，需要广大人民和广大青年的热情参与，使日本永远和平，子孙万代免遭战争灾害，安居乐业。我在想我能为此作点什么呢？我人老了，说多了也做不到。最后让我投出正义的一票吧！

種子島秀子さん

### 歴史を心に刻み、歴史から学ぶ

年度定期総会に参加した際、私は幸運にも岩田忠先生から満州の移民開拓、戦争及び日本国憲法の第9条等について、プロジェクターで資料を見ながら詳しい解説を拝聴しました。それによってあまり知られていないあの不名誉な歴史をもう一度振り返ることができました。また、学習することによって私は戦後70年あまり、何事もなく平和に暮らすことができたのは、主に憲法第9条を擁護した結果であると深く理解することができました。しかし、目下、一部の権力者は歴史から目を背け、国民の反対意見を無視して、独断で戦争法を強行しようとしています。これは国民の意志に背き、再び軍国主義を歩もうとしていることです。その企みが実現すれば、結び綱がとけてしまう馬のように暴走してしまいます。そんなことを許してはならない。私たちは決して忘れてはいけない、あの時、国と軍隊に見棄てられ、思わぬ悲惨に遭遇し…。

村上敏明さんが身をもって経験した事実は、最も有力な証拠です。彼は真実、悲惨、悲痛を、最も客観的な方法で皆さんに語ってくれました。これは歴史の資料です。彼は戦争回顧録の形で、迫真の歴史事実を皆さんに伝え、より多くの人々、特に多くの若い世代に歴史について理解してもらえるように…私は村上回顧録の辛い体験談を朗読して、涙があふれ、自分の境遇を思い出しました。敗戦前、母親は私を連れてチチハルに駐屯している父親を探しましたが見つからなかったため、幼い私を中国人夫婦に預けました。その後転々として…私は両親を失う苦痛を経験しました…現在、多くの方は戦争がもたらした痛みを忘れつつあります。戦争による被害と苦難も忘れつつあります。しかし、我々の受けた傷跡は未だに癒えていません。我々の子孫に再び戦争の苦痛を受けさせないためには、その歴史を深く胸に刻む必要があります。再び悲劇の歴史を繰り返さないように警戒しなければなりません。歴史を学ばない権力者は必ず繰り返す、我々は決して二度と同じことを繰り返させないように気をつけなければなりません。

佐久間黎明さん

### 支援給付は生活保護と違うでしょう…？

長野から参りました残留孤児二世の秋山と申します。本日の学習会に参加して非常に感動しました。佐久間さんが読み上げた記事のようなことは本の中で読んだことはありましたが、本当にいろいろなことがあったことを生で感じて聞いて非常にびっくりしました。

自分の家族を殺すということが身近にあったのをびっくりしています。こうやって考えると、自分の親も本当につらい思いをしたんだなとつくづく感じました。戦争から70年がたち親たちが国に騙されて満州に送られた。

母の言葉の中で一番印象に残ったのは、「当時死んでおけばよかった」ということです。若い女性一人で満州に送られてどれだけ辛い思いをしたか。たしかに国は支援給付金を与えていますが、しかし地方自治体は生活保護と同じような扱いで与えています。それは非常におかしいのではないかと私は考えます。

秋山忠さん

### 铭记历史，以史为鉴

在参加年度定期总会中，我有幸聆听到岩田忠先生有关当年满洲开拓移民，战争，及日本国宪法第九条等较详尽的图文并茂的讲解，使我有一次重温了那段鲜为人知的，不光彩的历史，通过学习，使我深深地体会到，战后 70 余年来，之所以能平安无事的渡过来，主要是延续和维护了宪法 9 条的结果，但目前，仍有些掌权人罔顾历史，不顾人民的反对，一意孤行，硬是将违宪的战争法强行通过，这是违背人民意志，企图重蹈的军国主义行为，如若得逞，那将成为脱缰野马，我们绝不答应！我们永远不能忘记，当年，被国策和军队抛弃，使我们承受的悲惨遭遇…。

期间，村上敏明先生当年满洲的亲身经历也是最有力的证明 他以最真实，最惨痛，最悲哀，最客观的方式讲述给大家，这是一部正能量的历史题材，他以讲述战争回忆录的方式传递真相，是想让更多的人，尤其是年青一代更多地了解历史…当我在朗读村上回忆录的悲惨之处时，泪水朦胧了我的眼睛，心中陡然涌起了自己的身世，败战前，母亲因带我找寻驻守齐齐哈尔的父亲未果后，将年幼的我忍痛送给中国人夫妇，后又几经抛手…使我饱受失去父母的痛苦经历…目前，很多人逐渐忘记了战争带来的伤痛，也忘记了为此所遭受的迫害和苦难，可我们所经历的伤痛还远没有愈合，为我们子孙后代不再受战乱之苦，因此我们要时刻铭记历史，警惕历史悲剧重演那些不学历史的掌权人必定重蹈历史覆辙然而我们这些无权者绝不能眼睁睁地看着他们重蹈历史覆辙！

佐久間黎明さん

### 支付援助与生活保护有何不同…？

我是从长野来的残留孤儿二世秋山。参加今天的学习会非常感动。佐久间先生所朗读的报道虽然曾经在书上看到过，但是今天亲耳聆听实际上发生过的各种事情仍然感到非常诧异。

听到在身边居然有杀害自己家人的事情让人感到非常震惊。如此想来，自己的父母也一定承受了很多苦难。战争已经结束 70 年了，我们的父母以前受欺骗被送到满洲。让我印象最深的是母亲曾说：“那时候死了就好了！”。无法想象当时作为一位年轻的女性被送到满洲时她曾经经历过多少艰辛。

现在，国家提供援助支付金，但是地方自治体却与生活保护同样处理。我认为这是一种非常不合理的状况。

秋山忠先生

### 自衛隊の装備はどの程度なのでしょう？

私は満州事変の年に愛知県で生まれました。敗戦近い日本では、中学生から大学生まで「学徒動員」されて、兵器や食糧増産のために働いていました。私も女学校1年の時に海軍工廠で弾丸造りをしていましたが、敗戦の年の8月7日、米軍機の集中爆撃をうけて30分間で死者3000人、負傷者1万人という大きな被害を出し、同級生や先生、上級生が何人もなくなりました。私は逃げる途中で機銃掃射を受けましたが、もし弾がそれていたら、今日ここにいないわけですね。

先程、戦争になれば民間人も巻き込まれるとの発言がありましたが、その通りで、敗戦までに東京はじめほとんどの大都市が無差別爆撃を受けて、大勢の人が死にました。死ななくてもいい死を遂げるといわれましたが、本当にその通りだと思います。

日本爆撃を指揮したアメリカの司令官はカーチス・ルメイという空軍大将で、日本の木造家屋がよく燃えるような焼夷弾も開発し、夜間、低空、無差別絨毯爆撃をくり返したのです。ところがこのルメイが、戦後の1964年、日本政府から勲一等旭日大綬章を受けているのです。日本人皆殺し作戦を実行した人に、なぜ高い位の勲章をあげるのか。それは、航空自衛隊をつくり日本の再軍備を進めるのに貢献した、という理由でした。つまり戦争が終わったときから、アメリカの指導を受けながら、アメリカと一緒に自衛隊の戦力を高めて来たのです。それでも平和を保ってきたのは9条があったからです。

安倍首相は、自衛隊の災害救助というイメージを強調して、憲法に入れようとしています。すると抵抗なく納得してしまう人がいそうです。

岩田さんのお話では自衛隊の装備戦力は軍隊と同じとのことでしたが、実際はどの程度なのでしょう。

小川 津根子さん

### 今の自衛隊の装備は…

政府は今の自衛隊は軍隊でも戦力でもなく、「日本の自衛のための必要最小限度の実力組織」と言っています。憲法9条で軍隊も戦力保持も禁止されているからです。だから憲法の制限で自衛隊ができないことはこれまでの政府見解でもたくさんあります。武器ですが、自分の国を守る以外の武器を持つてはいけません。外国を攻撃するミサイル、空母も持つてはいけません。それから、自衛隊は原則として日本の国の中だけ活動できる。海外派遣の場合は武力紛争に巻き込まれる恐れが少ない地域を中心に、救難、輸送、土木工事などの後方支援などに制限されています。だからそんなに装備は必要ないはずなのです。けれど、装備の大きさは世界7位か8位なのです。実際は軍隊の力だと思います。安倍首相は今のこうした制限を取り払って、攻撃型の武器をたくさん作ろうとしています。空母もちろそう。この憲法が変わればそれが公然とできる。それから、予算は今は5兆円です。これもGDP1%の制限からです。安倍首相はその制限もやめて、2倍にしようと計画しています。恐ろしいことが実際には進んでいるということです。

岩田忠さん

そのほか、会場からは、「学習会に久しぶりに参加した。9条というある意味難しいテーマだが、真剣に議論し考えている姿を見て、このエネルギーをもっと外に伝えていってほしいと思った。」「終戦当時、日本政府は開拓民を見捨てたが、中国の人たちは、敵国の子どもたちを守り育ててくれた。このことは平和の問題を考えると大事なこと。帰国者問題を通して戦争、平和の問題を考えていくのは大切なことだ。」などの発言もありました。

### 自卫队的装备究竟达到何种程度？

我是满洲事变那一年在爱知县出生的。日本接近战败时，从中学到大学所有的学生都加入了“学徒动员”，为增产兵器和粮食提供劳动。我也是在女子学校一年级的時候开始在海军工厂制造弹药。战败那一年的 8 月 7 日，我们受到美军飞机的集中轰炸仅仅 30 分钟时间就造成了 3000 人死亡，1 万人负伤的大规模惨剧。同年级的老师和高年级的学生死了很多人。我在逃跑途中遭到机关枪扫射，如果当时不幸中弹的话，今天就不会在这里了。

刚才，有发言说如果发生战争民间人士也会被卷入其中。的确如此，直至战败东京以及所有的大城市都受到无差别的轰炸，造成了大量的死亡，本来不应该死的人都无辜牺牲了。

指挥日本轰炸的是美军司令柯蒂斯·李梅（Curtis Emerson LeMay）空军大将，是他开发了易于日本木制房屋燃烧的燃烧弹，在夜间、低空开展了无差别地毯式的反复轰炸。可是战后 1964 年时，他却被日本政府授予勋一等旭日大勋章。为何实施作战将日本人杀光杀尽的人可以得到如此高级的勋章呢？实际上是战争结束时，在美国的指导下，与美军一起提高了自卫队的战斗力。即便如此，我们还有宪法第 9 条来维持和平。

安倍首相以强调自卫队救助灾害形象的方式企图将自卫队明文写进宪法，因为这样的方式可以让大家无抵抗地接受，

岩田先生的讲话中谈到自卫队的装备战斗力与军队相同，实际上到底是怎样的程度呢？

小川 津根子さん

### 现今自卫队的装备到底如何呢？

政府称现在的自卫队虽然被称为军队实际上并不具备战斗力，口口声声说是“日本自卫有必要的最小限度的实力组织”。这是因为宪法第 9 条禁止军队保持战斗力。由于受宪法的制约迄今政府的见解是很多事情自卫队都不能做。就武器来讲，除保卫本国以外不能持有武器，也不能拥有攻击外国的导弹、航空母舰。此外，原则上自卫队只能在日本国内活动，即便派遣海外时也只能以卷入武力纠纷可能性极少的地区为中心，仅限于救难、运输、土木工程等后方援助。因此并不需要军备。但是，实际上自卫队却是世界排名第 7、8 位的军备国。由此大家可以判断是具备军队能力的。现在，安倍首相试图消除这些限制，制造攻击型的武器。航空母舰就是其中一例。如果修改宪法就可以公然行使。此外，现在的军备预算是 5 兆日元，也是因为受到 GDP1% 限制的原因。安倍首相试图改变限制，将预算增高一倍。实际上，如此恐怖的事情正在实际进展。

岩田忠先生

此外，会场上曾有如下发言。“很久没有参加学习会。从某种意义上讲宪法第 9 条是一个很难懂的话题，看着大家认真讨论、思考的样子，觉得应该把这样的精神传达到外部去。”、“战争结束时，日本政府抛弃了开拓民，中国人不但保护了敌国的孩子并养育成人。这是考虑这个问题时的一个重要部分。通过归国者问题思考战争、和平问题极其重要”。

## 国立国分寺交流事業

### ■料理教室

毎月一回、中国帰国者による料理教室です。中国料理を作り食べながら交流し、楽しい時間を過ごします。中国語で思いっきり話せる場です。毎日仕事に追われて忙しいけれど、この会に来てほっとすると言う人、高齢になり更に外に出る機会が少なくなり、毎月の料理教室を楽しみにしていますという人もいます。

### ■料理教室

这是由中国归国者举办的每月一次的料理教室。大家在品尝中国料理的同时也共享美好时光。这是一个大家可以用中文畅所欲言的场所。虽然都每日工作繁忙，却说到这里来就可以得到片刻的歇息，而有的人因为年纪大了平时不方便出门，所以都非常期待每月的料理教室这一天。

### ■交流会

月に2~3回、交流会をしています。主に音楽活動。楽器や歌を楽しみます。みんなの演奏や歌を聴きながらのおしゃべりも楽しみです。

### ■交流会

毎月2~3次举办交流会。主要是举办一些音乐活动，欣赏乐器和唱歌。在音乐和歌声中相互交流。



★10年以上、佐久間黎明さんが二つの活動を担当してくださいました。長い間ありがとうございます。次の担当者を募集中です。

★佐久間黎明先生10多年时间一直负责这两个部分的活动，非常感谢。我们正在募集下一任负责人。

### 生活相談

自治体で扱わない、二世の生活相談です。入管関係の相談も多くなりました。職種によって在留期間が短くされるという問題も出てきています。帰国者が自立できる方向での活動を目指していきたいと思っています。

### 生活咨询

对自治体不受理的二世生活等提供咨询。最近有关入管问题的咨询在增多，也出现了一些因职业种类被缩短在留时间的问题。让归国者走向自立是我们活动的目标。

### 国立生活相談室

相談がない時は、中国帰国者問題を軸に、新聞記事などから、戦争につながる問題や憲法「改正」問題などを読み、意見交換や学習の時間になっています。

### 国立生活咨询室

没有人来咨询的时候，我们就以中国归国者问题为中心，大家一起阅读新闻报刊上刊登的跟战争有关的文章和修改宪法等事宜。这里已经成为大家意见交换和学习的时间。

## 三鷹市委託事業／三鷹市委託事業

### 憩いの家

高齢者の居場所づくり事業です。毎月定例のおしゃべり会のほか、3月にはお花見会をしました。

### 講演会

問題への理解を深め、誰もが暮らしやすい社会をめざし中国残留邦人問題に学ぶ学習会、講演会などを開催。

### 休息之家

為高齢的帰国者創造空間。除毎月定期举办谈话会以外，我们还在3月举办了赏樱会。

### 演讲会

举办一些了解中国残留孤儿问题的学习会、研究会等。帮助大家加深对这个问题的理解，让社会成为任何人都可以轻松生活的社会是我们追求的目标。



3月、昭和記念公園でのお花見会

## 二世・三世の活動／二世・三世の活動

支援法成立後、一世は経済的には安定しました。しかし二世・三世についてはまだ問題が山積しています。問題を共有し、解決に向けて活動していきたいと思います。2018年度は都営住宅についての要望書を提出しました。

制定援助法以后，一世在经济方面得以稳定。但是二世、三世的问题仍然堆积如山。我们希望能够与大家共享问题，为解决问题开展活动。2018年度我们向政府提交了有关都营住宅的请愿书。

## 語り継ぐ活動／語り継ぐ活動

戦後70年以上が経過し、戦争の体験者が少なくなっています。当事者の貴重なお話を伺い、語り継いでいきたいと思っています。2018年度は三鷹の事業を共催しました。

战争结束已经有70多年了，经历过战争的人越来越少。我们希望能够通过让当事人讲述宝贵经历，来传承历史。2018年度我们与三鷹市共同举办了这个项目。

## 音楽のつどい／音乐聚会

毎年、年末の恒例となった音楽のつどい。昨年は70名もの方が今年も参加しました。中国帰国者を中心に結成した音楽グループ「曙光」を中心に、構成やプログラム、進行もすべて中国帰国者が担当します。歌や楽器演奏、民族舞踊、チャイナドレス・ファッションショーなど、楽しい企画を考え、一年の締めくくりとして楽しみます。三鷹憩いの家の拡大版として開催していましたが、今年からは会の事業になります。今年11月4日に三鷹市公会堂さんさん館で開催します。どうぞお楽しみに。

每年年终时节举办音乐聚会。去年有70名今年大家也参加了我们的聚会。“曙光”音乐组是一支以中国归国者为中心结成的组合，他们从策划到表演内容以及当天的表演程序都是自己组织。他们想出了唱歌、伴奏乐器、表演民族舞蹈、旗袍时尚表演等各种愉快的活动来庆贺一年的完结。这个项目一开始只是作为三鷹休息之家的扩大版，从今年开始将成为归国者会的活动项目之一。今年预定于11月4日在三鷹市公会堂 sansan 馆举行，届时欢迎大家参加。



音楽のつどいの様子 大勢の帰国者の人たちが楽しみにしています

## 憲法を知ろう！その1 「改正」について考えよう

### <憲法九条 中国残留邦人の苦難の歩みを踏した叫び>

「戦争はこれからは永久に放棄します。」「戦力(軍隊)は持ちません。」「外国と戦争する権利は認めません。」  
これらは、日本の敗戦後、新しく制定された「日本国憲法」の第九条の内容です。

この九条は、「平和主義」として「日本国憲法」の柱とされています。「満州事変」に始まる日本軍によるアジア・太平洋戦争での惨禍への深い反省と再び同じ過ちを繰り返させない国民の願いにもとづくものです。

日本軍によって捨て置かれ、日本政府によっても長く見放されてきた中国残留邦人にとっては、この「九条」は、まさに、自らの苦難の歩みを踏したかけがえのない叫びでもあります。

この平和主義を柱とする日本国憲法は、制定以来、今日まで、変えられることなく維持され、国民にも深く根を下ろしてきました。

### <憲法九条 アジアの信頼回復へ>

日本国憲法制定以降、アジアでは、残念ながら朝鮮戦争、インドシナ戦争をはじめ多くの戦火を交える歴史がありました。しかし、日本は、この「九条」による制約から一切の軍事行動への参加を行ってきませんでした。(米軍の後方支援などの間接的な参加は否めませんが)そのことは、結果として、戦後の日本の平和、かつて日本軍が侵略したアジア諸国からの信頼の回復につながりました。

### <自衛隊とは>

さて、今、日本には自衛隊という軍備を持つ組織があります。大地震、風水害などの災害での自衛隊の救助や支援活動を見て頼もしく心強く思っている人も多いと思います。この自衛隊は、戦後、まもなく、「朝鮮戦争」を機に米軍のはたらきかけで誕生したものです。

### <憲法九条と自衛隊>

「自衛隊」の誕生に、日本軍の復活を心配する国民、諸外国に対して、日本政府は、「自衛隊については「九条」の制約から、自国への攻撃が行われたときだけの自衛のための「実力組織」であり、「軍隊」ではない。」と説明してきました。

同時に、「海外の武力行使には自衛隊は送らない。」「外国を攻撃するような武器や装備はもたない。」「軍事費の上限を設けて軍拡の道は行かない。」などの約束をしてきました。

この政府としての約束は、2015年、安倍首相が強行した「安保法制」までは、日本政府は、まがりなりにも守る姿勢を見せてきました。

### <アメリカと自衛隊>

ところで、2000年あたりから、軍事費の増大に頭を悩ますアメリカは、日本政府に対して、米軍の世界での活動への自衛隊の協力を求めるようになっていきました。そこで、日本政府は、それまでの説明の解釈をゆるめて、自衛隊は、国際協力・平和維持活動として海外に行くことを可能としていきました。それでも「道路や病院の建設などの復興支援」といった民生に限られていました。

アメリカは、その後も、日本に対して、民生だけでなく、ともに武力行使に参加して米軍の不足を補うことを求め続けていました。これが「集団的自衛権の行使」ということです。

### <安倍政権と自衛隊 「軍隊」への道開く>

しかし、この「集団的自衛権の行使」は、日本政府は、「九条」の制約からの約束で、一貫して「認められない」としてきました。

ところが、2015年安倍首相が強行した「安保法制」では、それまで政府が認めてこなかった「集団的自衛権」を容認し、自衛隊の海外での武力行使を可能とさせてしまいました。

安保法制後は、自衛隊の海外での諸外国との共同軍事訓練の参加が繰り返行われています。最近では、エジプトでの多国籍軍の司令部に自衛隊が派遣されるようになっていきました。

それだけではありません。安倍首相は、軍事費を過去最大まで増加させ、軍拡の道に進んでいます。空母などそれまでは持てないとした敵国を攻撃可能な軍備を持つことも可能とさせたり、さらには新たに宇宙領域までの対応強化を目指しています。トランプの宇宙軍創設につながるものです。

安倍首相は、今、憲法九条に「自衛隊の明記」をさせる「憲法改正」をすることに強い意欲を示しています。安倍首相は、「憲法改正」しても「今の自衛隊の活動と何ら変わらない」と繰り返しています。しかし、安倍首相のいう「今の自衛隊」とは、「軍隊」への道に突き進む自衛隊であり、米軍と一体となって外国との武力行使を可能とする自衛隊です。

安倍自民党総裁が強い意欲を示す「憲法改正」は、「平和憲法」の柱を取り去るものです。

それは、中国残留邦人の苦難の歩みを踏した叫びに背を向けることでもあります。

## 了解宪法！ 之一 思考修改宪法

<宪法第九条 以中国残留孤儿的苦难经历为铺垫的呐喊声>

“永远放弃战争”、“不再拥有战斗力的“军队”、“不认可与外国的交战权”

这些都是日本战败后重新制定的“日本国宪法”第九条的内容。

日本宪法第9条是以“和平主义”为《日本国宪法》的主要支柱。其中凝聚了对“满洲事变”后日本军给亚洲太平洋战争所带来的惨祸的反省和国民不愿重蹈覆辙的心愿。

遭遇日本军的抛弃，之后又被日本政府长期置之不理，对中国残留孤儿来讲宪法第9条就是以自身的苦难经历为铺垫、无以替代的呐喊声。

以和平主义为支柱的日本国宪法自制定之日起，至今没有修改一直坚持维护并在国民心中落下根基。

<宪法第9条 恢复亚洲的信任>

日本国宪法制定以后，虽然在亚洲出现了朝鲜战争、印支三国抗法战争等战火纷飞的历史。但是，由于日本受到第9条规定的制约从未参与任何军事行动（虽然无法否定曾间接性参与美军的后方援助等），其结果为战后的日本和平并为恢复日本军曾经侵略过的亚洲各国的信任发挥了作用。

<自卫队为何物？>

现在，日本拥有被称为“自卫队”的军备组织。或许在发生大型地震、天灾等时看到自卫队的救助、支援活动，让很多人感到安心可以依靠。实际上，自卫队也是战后以朝鲜战争为契机在美军的推动下诞生的组织。

<宪法第9条与自卫队>

由于国民以及各国恐自卫队诞生会带来日本军的复活，日本政府对这样的担忧有如下说明：“因为自卫队受到宪法第9条的制约，只有自国遭到攻击时，是以自卫为目的的“实力组织”，并非“军队”。

同时约定“不会送自卫队去海外行使武力”、“不具备攻击外国的武器装备”、“军备费用设有上限无法扩张军备”等。

直至2015年安倍首相强行行使“安倍法制”为止，即使并不完善但是日本政府一直都采取了信守该规定的态度。

<美国与自卫队>

自2000年左右开始，由于美国忧虑军备费用的增大开始要求日本自卫队对美军在世界活动提供援助。于是，日本政府缓和了之前的解释说明，使自卫队赴海外参与维持国际协力、和平活动成为可能。即便如此，仍然仅限于“公路和医院建设等复兴援助”的民生范围。

之后，美国继续要求日本不局限于民生范围，要求参与行使武力以填补美军的不足。这就是所谓的“行使集团自卫权”。

<安倍政权开辟自卫队走向“军队”的道路>

由于受到宪法第9条规定的制约，一直以来日本政府都采取不认可“行使集团自卫权”的态度。

但是，2015年安倍首相强行制定了“安保法制”，不但容认了长期以来政府不认可的“集团自卫权”，还使自卫队在海外行使武力成为可能。

安保法制建立以后，自卫队多次在海外参加各国共同军事训练。最近，自卫队开始被派遣到埃及的多国籍军司令部。

不仅如此，安倍首相还将军备费增加到历史最高，开始走扩军路线。他不但将之前没有得到认可的具备攻击敌国的军备航空母舰等改变为可能，还企图强化宇宙等新领域。这是与特朗普创设宇宙军相关联的一系列行动。

现今，安倍首相对在宪法第9条“明确记载自卫队”、“修宪”表现出强烈的意愿。虽然安倍首相声称：“修宪以后跟现在的自卫队活动无任何变化”。诸不知，安倍首相所说的“现今的自卫队”却是迈向“军队”道路的自卫队，与美军携手可以在海外行使武力的自卫队。

自民党安倍总裁处心积虑地要修改宪法，实际上是去除以“和平宪法”为主干的行为，也是与中国残留孤儿的苦难历程为铺垫的呐喊背道而驰的行为。

## 三鷹市地域生活支援事業 2019年3月19日学習会報告

## 中国残留邦人の問題から考える

## 「日本と中国のはざままで」お話し：大橋春美さん

三鷹市地域生活支援事業として、長野県から大橋春美さんをお迎えしお話を伺いました。多くの方がご参加くださいました。今号では寄せられた感想を掲載いたします。

## ●大橋春美さんの講演をきっかけに考える

2019年3月16日、私は三鷹市で、中国帰国者大橋春美さん（2世）による「日本と中国のはざままで」と題する講演を聞きました。講演内容は、自らの体験を基にされたもので、人間の心や考え方、生活習慣などは簡単には「入れかえ」られない、というものでした。私にはとてもいい勉強になりました。

春美さんのお父さんは、開拓団の家族として満州に渡ったお一人で、5歳の時に終戦を迎え、現地の中国人に救われました。やがて成人になり、中国人女性と結婚し、4人の子どもをもうけました。春美さんはその末っ子でした。

1978年、春美さんが8歳の時、お父さんは家族を連れて帰国し、長野県に永住しました。春美さんの兄弟はみな、日本の学校に入学し、日本語の勉強に励みました。春美さんは聡明で、勉強がよくできました。

春美さんは成長していく中で、次第に、自分の家族に対する愛情が薄れていくようになりました。その理由は、自分の家族が中国と切っても切れない関係にあり、家を離れたい、何から何まで自分の全てを日本のものに「入れかえ」たいと考えたからでした。

高校入学を機に、自分や家族の中にある中国との切っても切れない関係を隠し続けました。高校を卒業し、大学に入った時、一応は日本人になれたと春美さんは感じていました。しかし、春美さんの内心は別にあって、外見上、成りすましていただけでした。大学には中国人留学生が多くいました。春美さんは中国人留学生に、中国語で声をかけたかったのですが、自分の隠し続けてきた秘密がばれることを恐れ、できませんでした。春美さんは講演の中で、あの時の辛い思いを振り返っていました。

春美さんは、大学卒業後に、中学校教師になりました。ある日の事です。ベテランの先生が、外国籍の子どもたちの受け入れのための学習会で何気なく、春美さんや周りの先生たちにこう言いました。「中国から帰国した子どもたちは自分の出身を知られまいとして苦しんでいるのですよ。」この言葉は、春美さんの硬い鎧を溶かしてくれました。ずっと苦しんでいた思いをこの先生はわかってくれたんだと思い、思わず手を挙げて、「実は私も帰国者なのです」と言ってしまったそうです。公の場で、自分をさらけ出した後、ホッとしたそうです。そこから自信をもって自分探しをし、今まで捨ててきた中国の部分を取り戻していこうとしたそうです。春美さんは、もっと中国語を勉強したい、中国で暮らしたいと中国の有名な大学へ3年間留学し、中国語や中国の文化をたくさん習得し、現在は堂々と教壇に立ち、教育者として貢献されています。

私が春美さんの講演を聞いて、印象深く残ったのは、春美さんが発した「人間は入れかえることはできません」の一言です。春美さんは、高校や大学に在学中、自分を「入れかえる」ため、自分らしい自由な生き方はできませんでした。感情を抑え続けた苦痛な青春時代を過ごしたのです。

私自身は、帰国者一世です。1990年の初めに家族と共に日本に永住しました。その日から、私

は子どもたちにこう期待していました。

「一日でも早く周りの日本人を手本にして、日本人になって、幸せで暮らしてほしい。」  
私の子どもたちに対するこのような期待は、今、考えてみれば、春美さんのいう「入れかえ」と本質的に同じです。

子どもたちは、周りの日本人の言動や考え方などをよく見習ったと思います。次第に、子どもたちは、私のことを「日本人のやることと違う」と指摘するようになりました。私は、その時、怒るのではなく、逆に子どもたちの「入れかえ」が進んでいる証拠だと思いました。そして、内心は嬉しく思いました。

二、三年前のことでした。私の長女が自分の夫と一緒に、中国にある彼の故郷へ行きました。短期滞在をして、日本に戻って来ました。二人は、中国で体験したことや見たことなど、懐かしく振り返りながら楽しそうに話していました。私は頻繁に見る長女夫婦の様子から「せっかくここまで日本人のように“入れかえ”たのに、中国に行って、また、逆戻りをしたのではないか？」と思いました。

私の子どもたちは中国で生まれ、来日後、日本国籍を取得しましたが、二十年以上中国で暮らしています。子どもたちには、身に着いた中国の生活習慣や、中華民族の優秀な美德、例えば、親を大事にすること、苦勞に耐える力があること、親戚や友人と親睦することなどを日本でも、保持してほしいと思います。当然、日本社会のルールや法律も守るべきです。これは「入れかえ」と本質的に違ふと私は考えています。

いい人間、悪い人間の本質は、生まれつきではありません。成長していく環境の中で、自主的に選択し、身についてくるものだと思います。国によって人間のよさ、悪さが決まるわけではなく、人間には国境がないのです。人類の歴史は国境を越えて、互いに親、善、美、或いは文化、芸術、技術等を交流し、学び合い、今日の時代に至ったのでしょう。日中両国の過去の歴史がそのことを示しています。今の時代は、共存し、共に進歩していく時代になりました。

日本はあの戦争中、「満州」で中国人に対し、母国語の使用を禁止しました。また、強制的に日本語を勉強させました。このように強制的に「入れかえ」させた結果、対日不満を招きました。これも日本の歴史に残された教訓です。人間を「入れかえ」させることは、あまりにも古いもので、私は捨てるべきだと考えます。

春美さんの講演を聞いて、私はよく考え、反省しました。このような人間の「入れかえ」は、歴史を逆戻りさせる危険性があると認識しました。これからは、子どもたちに「入れかえ」を要求するのではなく、子どもや孫たちのよいところを残しつつ、日本のいいところ、例えば、人に迷惑をかけないこと、礼儀正しいこと、清潔であること、仕事に対する真面目さ、などを自主的に学んでほしいと思います。そして、日本と中国の間を自由に行き来し、交流を深めてほしいと願います。(会員 I)



パワーポイントを使い、中国帰国者の歴史や、大橋さんのご経験から、アイデンティティについて話す大橋さん  
当天大桥女士使用 PPT 给大家讲述了中国归国者的历史和大桥女士的个人经历，以及对自身的自我认识。

## 三鷹市地区生活援助事业项目 2019年3月19日 学习会报告 思考中国残留孤儿的问题

### “生活在日本与中国的夹缝之间” 演讲人：大桥春美 女士

本次作为三鷹市地区生活援助事业项目，我们从长野县邀请来了大桥春美女士作为嘉宾为我们演讲。当天有很多人参加了我们的活动。本刊将登载一些参会者发送给我们的感想。

#### ●大桥春美女士的演讲所引发的思考

2019年3月16日我在三鷹市参加了以《生活在日本与中国的夹缝中》为标题的中国归国者大桥春美女士（二世）的演讲。演讲内容是从她的个人经历体会到人的心灵、思考问题的方法以及生活习惯等并不是那么轻而易举地可以“改换”。对我来讲是一次很好的学习。

春美女士的父亲是远渡满洲的满蒙开拓团的家庭成员中的一位，战争结束时他才5岁，被当地的中国人解救后抚养成人，与中国女性结婚并生育了4个孩子。春美女士是其中最小的一个。

1978年，春美女士8岁的时候，父亲带着他们一家人回到了日本，在长野县永住。春美女士和哥哥们一起进入日语学校学习。春美女士很聪明学习成绩也很好。

但是，春美女士在成长过程中对自己的家人的爱却逐渐变得薄弱，其原因是因为自己的家人与中国有着无法切割的关系，她想离开家，希望将自己所有的一切都改换成日本人。

以升高中为契机，她开始隐藏起家人与中国无法切割的关系。高中毕业进入大学时，她自己觉得似乎已经成了日本人。但是，内心却并非如此。只是从外观上掩盖了这一切。大学的时候同学中虽有来自中国的留学生，春美女士也想和中国人说话，但是因为害怕暴露了自己一直隐藏的秘密，最终没有做到。春美女士在演讲中回顾了自身这段艰难的经历。

春美女士毕业后，成为了一名中学教师。有一次在参加一位有经验的老教师主持的如何接纳外国籍孩子的学习会会上，这位老教师告诉春美女士和其他老师们：“从中国归国的孩子们为了隐瞒自己的身世而一直深陷苦恼之中！”这句话融化了春美女士为自己建造的盔甲。没想到这位老师这么理解自己一直背负的烦恼，她不由自主地举起手来向大家吐露了自己的心声：“实际上我也是归国者！”。在公开场合公开自己的身世以后，她感到非常轻松了。自此她开始充满信心寻找自我，重新寻觅迄今自己所抛弃的中国部分。春美女士为了更多地学习汉语，体验中国生活，她专门到中国有名的大学留学三年，学习汉语并了解了更多的中国文化，现在她作为一位教育工作者堂堂正正地站立在教坛积极投身于教育事业。

春美女士的演讲让我印象最深的就是她的那句话：“人不是那么简单地就可以改换”。春美女士在高中和大学期间，为了“改换”自身并没有自由地活得像她自己。在抑制感情中度过了苦痛的青春时代。

我自身是归国者一世。1990年初，与家人一起回到日本永住。从那一天开始，我对孩子的期待就是“尽早以周围的日本人为榜样，成为日本人幸福地生活”。我对孩子们的期待，现在回头想来与春美女士的所谓“改换”在本质上是相同的。

孩子们很好地吸收了周围的日本人的言行举止。反过来，孩子们开始渐渐指责我与“日本人的言行举止不同”。我并没有生气反而认为这是“改换”进展的表现，并且感到发自内心的喜悦。

2、3年前大女儿和丈夫一起回到她丈夫在中国的故乡，短期逗留后回到日本。他们对在中国体验到的、看到的一切都充满了怀念，并愉快地告诉我们。我看到长女夫妻他们经常回国，不免担忧“好不容易改换成日本人，去中国以后会不会回归原样？”。

我的孩子们在中国出生，来日本后取得了日本国籍，但是到底是在中国生活了20年以上。他们已经接受了中国的生活习惯、中华民族的优秀美德，比如孝敬父母、吃苦耐劳与亲戚朋友和睦相处等等，我希望他们即使生活在日本仍然保留这些美德。当然也应该遵守日本社会的规则和法律。这与“改换”有本质上的区别。

好人、恶人的本质并非与生俱来，是在成长环境中做出的自主性选择、具备于身的。人的好坏也不会因为国家的不同而受到影响，人是没有国界的。人类的历史超越国界，在相互的亲、善、美，或通过文化、艺术、技术等交流相互学习才走到今天。日中两国过去的历史向我们展示了这一点。现今是共存、共进的時代。

日本在二战中，曾经在满洲禁止中国人使用母语，并强制他们学习日语。这样的强制性“改换”导致了大家对日本的不满。这是历史给我们留下的教训。让人“改换”是陈旧的东西，我们应该放弃。

听了春美女士的演讲后，我思考了很久也有一些自我反省。也意识到这样对人进行“改换”有让历史重演的危险性。

今后不是要求孩子们“改换”而是让子辈和孙辈保留优良的传统，自主性地学习日本的优点，比如不给别人添麻烦、以礼待人、爱护清洁卫生、对工作的认真态度等。希望他们能够在日本和中国之间自由往来，加深交流。（會員 I）



吉田慶子さんの通訳を交えながら大橋春美さんのお話に大勢の参加者の方たちが聞き入った。  
穿插吉田庆子女士的翻译，参会者全神贯注地听着大桥春美女士的谈话。

## 国土交通省に要望書を提出しました。(2018年11月7日)

**中国残留邦人一世と同居の二世世帯が、一世死亡後も都営住宅に住み続けられるよう要望します  
要望の趣旨**

はじめに

中国残留邦人は戦前戦中の国策により中国東北部に送られ、戦争が終わった1945年以降も、国によって中国に放置されたまま長年帰国の道が閉ざされていました。1972年日中国交正常化後にやっと帰国できるようになりました。しかし帰国手続は容易ではなく、多くの方がさらに長い間中国から帰国できませんでした。1994年に中国残留邦人支援法ができ、中国残留邦人の帰国については国の責務となり、中国残留邦人とその親族が帰国した後の住宅については保障されるようになりました。

しかし、中国残留邦人一世が死亡した後、都営住宅に同居していた同伴家族含め二世世帯が退去を迫られるケースが相次いでいます。

### 1 中国残留邦人二世家族の困難性

中国残留邦人二世は帰国後、就労や日本語学習の支援がなかったため、いまだ生活に必要な日本語にさえ苦労している方たちもいます。中国東北地方の貧しい農村で育ち学校にも通えなかった二世や高齢で帰国した二世にとっては、日本語の習得は容易ではありません。また就労も困難です。また、住居費はもちろんのこと、「中国から来た人」として拒否されることも多く住宅探しも困難を極めていきます。さらに地域住民との関係づくりも困難で退去を求められるとあらたな困難が待ち受けており精神的にも重大な支障をきたします。

### 2 中国残留邦人二世家族の法的権利

1994年の中国残留邦人支援法の第9条には、

「国及び地方公共団体は、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図るため、公営住宅等の供給の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、公営住宅の供給を行う場合には、永住帰国した中国残留邦人等及びその親族等の居住の安定を図られるよう特別の配慮をするものとする。」

として、中国残留邦人の二世三世の居住の安定の権利が謳われています。

また、口上書は条約と同じ効力をもちますが、日中で交わした口上書（93年12月15日）の第4項の（2）では

「家族の離別の問題の発生を避けるため、前記（1）により日本に永住する者にその中国在住の家族（配偶者及び扶養する家族）が同伴して訪日し、日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続の便宜を図る。日本政府は、日本国内において、これらの家族の法律上の正当な権利を保護し、日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。」として同伴家族の居住安定の権利として、

同（3）では

「前記（1）により日本に永住する者の実子であって前記（2）にいう扶養する家族でない者（以下「扶養しない実子」という。）及びその家族（配偶者及び扶養する子）が永住する目的で訪日する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、当該扶養しない実子及びその家族に査証を発給する際に便宜を図り、日本におけるその法律上の正当な権利を保護する。前記（1）により日本に永住する者をその者と同居するその扶養しない実子及びその家族が扶養する場合には、日本政府は、当該扶養しない実子及びその家族の日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。」として同居する呼び寄せ家族について「生活等の便宜を図」られる権利として、

それぞれ保障されています。

なお、口上書は第4の（3）は一世の同居を重要視しているかのような表現ですが、「住居」というのは生活の基盤であり、一世が死亡したらその権利はなくなるはずがありません。

このように法的には保障されている中国残留邦人やその家族の権利が、現実には保障されていません。

### 3 都営住宅承継使用の例外規定の趣旨

都営住宅では名義人の配偶者以外、例外として同居していた60歳以上、病弱者、障害者に承継使用を認めています。いずれもあらたなハンディキャップがあつて保護が必要、住宅探しが困難であるなどの事情がある人々です。国の責任により長期間放置され1994年の法律によりようやく国の責任によって帰国できるようになった方々の二世です。日本での生活が困難を極めていくのは1に述べたとおりで、都営住宅承継仕様の例外の方々に比し、その困難性と保護の必要性は勝るとも劣らない状況です。なぜ彼らに承継使用が認められ、法的にも根拠のある（60歳未満の）中国残留邦人二世には承継使用が認められないのか、合理的に説明することはできません。

### 結語

上記を踏まえ、中国残留邦人やその家族が本当に安心し、安定した生活を送ることができるよう、中国残留邦人一世と同居の二世世帯が、一世が死亡した後も引き続き都営住宅に住み続けられるようにし、その旨を各自自治体に指導し、その徹底を図るべく通知をして下さい。以上要望します。

## 我们向国土交通省提交了请愿书（2018 年 11 月 7 日）

我们的请愿宗旨是要求与中国残留孤儿一世同居的二世，即使在一世去世以后也可以继续在都营住宅居住

首先

中国残留孤儿是在二战前和二战期间因为国家政策被送到中国东北部，直至战争结束后的 1945 年以后仍然被政府置于中国长期被封闭了归国的道路。1972 年日中邦交恢复正常化以后才终于得以回国。但是因为归国手续繁杂造成很多人不得不更长时间留在中国。自 1994 年制定中国残留孤儿援助法以后，中国残留孤儿的归国问题终于成为国家的责任义务，之后才开始为中国残留孤儿与亲属归国后的住宅提供保障。

但是，中国残留孤儿一世去世以后，却接二连三地出现了强迫都营住宅同居的同伴家属的二世家人退还住房的情况。

### 1 中国残留孤儿二世家属所面临的困难

中国残留孤儿二世归国以后，因为没有就业和日语学习方面的援助，现在仍然有很多人的日语处于连生活所需要的最低程度都无法应付的情况。对在中国东北地区贫困乡村长大，无法上学学习的二世和高龄后归国的二世来讲，学习日语并非一件容易的事情。同时他们还面临着就业的困难。此外，不仅住居费用存在问题，还有很多因为他们是“从中国来的”的原因在找房时遭到拒绝的情况。他们面临寻找住宅方面的极大困难。此外，因为与地区住民建立交际关系也尚有困难，如果让他们搬离在精神方面也将面临很多障碍。

### 2 中国残留孤儿二世家人的法律上的权利

1994 年制定的中国残留孤儿援助法第 9 条中有以下规定：

**“国家及地方公共团体为了保障永住归国的中国残留孤儿及其家人的稳定居住条件，在促进提供公营住宅等方面有必要采取措施。”**

**2 地方公共团体在提供公营住宅时，为了稳定居住条件对永住归国的中国残留孤儿以及其家人等提供特别照顾。”**

由此可见，中国残留孤儿的二世和三世拥有稳定居住的权利。

此外，口述笔录与条约具有相同的效力，在日中两国间交换的口述笔录（93 年 12 月 15 日）的第 4 项之（2）中有如下记载：

“为了避免家人离散的问题发生，上述（1）来日永住的在中国居住的家属（配偶及抚养家属）伴同来日，希望在日本永住时，日本政府依据出入国相关法令予以接受，并采取必要的措施提供手续上的方便。日本政府在日本国内保护这些家属的正当权力，为他们在日本的生活、就业、学习等提供方便”。而作为同伴家属稳定居住的权力有以下规定：

同之（3）

“依据上述（1）在日本永住者的亲生子不属于上述（2）抚养亲属的（以下称“无需抚养的亲生子”）及其家属以永住为目的访日时，日本政府依照出入国相关法令予以接受，为该无需抚养的亲生子及其家属签发签证提供方便并保护在日本法律上的正当权利。依据上述（1）无需抚养的亲生子及家属在日本与永住者同居时，日本政府对这些无需抚养的亲生子及家属在日本的生活、就业、学习等方面提供方便”，由此可见，对同居的带同家属也具有“提供生活等方便”的权利。

这是对不同情况提供的保障。

此外，口述笔录的第 4 之（3）虽然有重视与一世同居的言辞，“住居”实际上是生活的基础，并非一世死亡以后就丧失这样的权利。

这些法律所保障的中国残留孤儿和他们的家属的权利，事实上并没有得到保障。

### 3 都营住宅继承使用的例外规定的宗旨

都营住宅除名义住户的配偶以外，例外允许 60 岁以上、病弱者、身体障碍者的同居人可以继承使用。这些都是有困难需要保护、或寻找住宅困难等原因的事例。二世是由于国家的责任被长期置之不顾于 1994 年制定法律以后才终于回国的。如前 2 所述在日本的生活极其困难，与其他例外的都营住宅继承情况相比较，其困难度和需要保护的必要性并不劣于例外状况。为何可以认可他们继承使用，而不认可具备法律依据的（未满 60 岁）的中国残留孤儿二世继续使用呢？这些都无法进行合理说明。

结语

根据以上阐述，为了让中国残留孤儿和他们的家属真正安心，建立稳定生活，我们要求与中国残留孤儿一世同居的二世家属在一世死亡以后也可以继续在都营住宅居住，并要求以此为宗旨指导各自自治体，通知他们彻底贯彻执行。

## お知らせ／通知

### ●●学習会「戦争・軍隊を語る、聞く--子どもと戦争、“戦後”の戦争」●●

日時 2019年6月29日(土) 13:30~16:00

場所 国分寺労政会館(国分寺駅下車徒歩5分)

お話し 北原久禅さん(小嶋山妙観院名誉住職、日本退職教職員協議会顧問)  
山根靖則さん(小松基地爆音訴訟連絡会事務局長、元石川県議会議員)

聞き手 石川多加子さん(憲法学:金沢大学)

### ●●学習会「讲述戦争・军队、聆听—儿童与战争、“战后”的战争—」●●

日期 2019年6月29日(周六) 13:30~16:00

地点 国分寺労政会館(在国分寺车站下车后徒歩5分钟)

邀请嘉宾 北原久禅先生(小嶋山妙観院名誉住持、日本退職教職員协议会顾问)  
山根靖则先生(小松基地噪音诉讼联络会事务局长、元石川县议会议员)

主持人 石川多加子女士(宪法学:金泽大学)

### ●●会費納入のお願い●●

2019年度より、年会費が1,000円になりました。会費の納入をお願いいたします。  
納入には、同封の振込用紙をお使いください。

### ●●交納会費の通知

自2019年度开始年会費更改为1000日元。请各位按期交納。  
付费时可使用封内的电汇专用单。

### ■事務所

〒181-0013

東京都三鷹市下連雀3-22-5YK ソナンビル301 中村洋事務所 TEL070-5588-7827

### ■会費

年会費:1,000円/1,000日元 賛助会費:一口500円以上/一人500日元以上

郵便振替番号/邮局入款帐号:00110-5-634205

加入者名:特定非営利活動法人中国帰国者の会

発行/发行: NPO法人中国帰国者の会

